

大石田・横山地区かわまちづくり協議会設置要綱

令和6年5月1日

要綱第29号

(設置)

第1条 本町における大石田・横山地区かわまちづくり計画の策定に必要な事項の検討及び協議を行うため、大石田・横山地区かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大石田・横山地区かわまちづくり計画の策定に必要な事項の検討及び協議を行い、計画案を取りまとめること。
- (2) 最上川の河川空間と大石田町のまち空間が融合した良好な空間の利活用及び維持管理の方法について、検討及び協議を行うこと。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項の検討及び協議を行うこと。

(組織)

第3条 協議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の代表者又は役員等
- (3) 公募による者
- (4) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 協議会に会長を置く。

4 会長は、委員の互選により選出し、協議会を代表する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 協議会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、大石田・横山地区かわまちづくり計画が取りまとめられるまでの期間とする。

(協議会)

第5条 会長は、協議会を招集し、座長となる。

2 会長は、必要に応じ、アドバイザーに対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は建設課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(最初の協議会の招集)

2 この要綱による最初の協議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。